

令和8年度涌谷町防犯灯LED照明灯リース事業（その2）
基本仕様書

令和8年6月
涌谷町

第一章 総則

第1条 適用

本仕様書は、涌谷町（以下「甲」という。）が実施する「令和8年度涌谷町防犯灯LED照明灯リース事業（その2）」（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものである。

第2条 事業目的

甲が現在管理している約2,200灯の防犯灯について、LED照明に交換することで、二酸化炭素排出量の削減による環境負荷低減と電力消費量の削減を併せて実現することを目的とする。

第3条 準拠する法令等

本事業は、本仕様書のほか、次の各種法令・規則等に基づいて行うものとする。

- (1) 電気工事法施行規則
- (2) 電気工事士法施行規則
- (3) 涌谷町個人情報保護条例
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (5) 宮城県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例
- (6) その他関係条例、規則及び規程

第4条 疑義の解決

本事業の業務委託契約書の各事項及び本仕様書についての疑義、または定めのない事項が生じた場合は、「甲」と受託者（以下、「乙」という。）との協議によって解決するものとする。

第5条 秘密の保持

乙は、本事業上で知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また個人情報に関する貸与資料については「個人情報の保護に関し定める条項」を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

第6条 作業場所

本事業では、個人情報を取り扱うため、作業場所は宮城県内とし、個人情報の取り扱い及び管理方法について作業前に届出を提出するものとする。

第7条 賃貸借契約、検査及び完了

本事業の完了は、「甲」は、「乙」（共同企業体にあつてはリース担当事業者）との2者間でリース方式の賃貸借契約を締結し、「乙」による成果の納入時に、「甲」による検査を受け、「甲」が合格を認めた時点で成果品の引渡しを行い、本事業の完了とする。また、事業の完了後であっても「乙」の責による成果品の瑕疵が確認された場合には、「乙」は速やかに修正補修を行い、その結果について「甲」の確認を受けるものとする。

第8条 工期及び納入場所

工期 契約締結日の翌日から令和9年3月31日（木）

納入場所 涌谷町 総務課 防災交通班

第9条 契約の解除

甲は、乙により契約不履行などがあり、必要があるときは、乙との協議の上、この契約を解除することができる。

第10条 賃貸借料の支払い方法

甲から乙への支払いは、LED化完了後の賃貸借開始日（令和9年4月1日を予定）から、月額後払いとし、甲は乙が適切な請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

第11条 その他

本仕様書に定めのない事項または本契約に疑義を生じた場合は、甲と乙との協議の上決定するものとする。

第二章 事業概要

第12条 事業概要

本事業では、乙は貸与された資料等に基づき、市内全域の既存防犯灯実態調査を実施し、調査結果に基づき涌谷町防犯灯 LED 導入計画を策定するための「防犯灯 LED 導入調査業務」（以下「調査業務」という。）を実施する。また、調査業務内で策定する導入計画に基づき、LED 照明への一括交換工事を行い、工事終了時に点灯確認を実施後、乙は甲と LED 照明機器の 10 年間のリース契約及び維持管理等の契約を行うための「防犯灯 LED 導入業務」（以下「導入業務」という。）の 2 種類の業務内容を実施するものとする。

第13条 事業の範囲及び対象

本事業の範囲は涌谷町全域とし、対象となる防犯灯は以下の通りとする。

対象	契約容量	調査灯数	交換灯数	維持管理灯数
既存灯	20W まで	154	154	154
	40W まで	1,059	1,059	1,059
LED 灯	10W まで	95	0	95
	20W まで	914	914	914
合計		2,222	2,127	2,222

※調査灯数・設置灯数・維持管理灯数について、調査完了後及び設置完了後に灯数の変更がある場合については、完工後の数量をもって協議を行った上で変更契約を結ぶものとする。

第三章 防犯灯 LED 導入調査業務

第14条 要旨

調査業務の実施主旨としては、既存の防犯灯を LED 照明器具に変更するための実態調査を行い、精度の高い基礎データを整備することにより、円滑な導入事業を推進することにある。

第15条 業務内容

調査業務を実施するにあたり、以下の内容に留意し実施すること。

1. 計画準備

業務の内容・主旨を把握した上で、本条に示す業務内容を確認し、業務計画書作成し甲の承認を得るものとする。

2. 資料収集整理

(1) 業務の実施にあたっては、甲が貸与する業務上必要な資料を収集し整理を行い、調査範囲の確認および貸与資料内容について確認を行うものとする。甲が乙に貸与する資料は現状の管理資料とし、以下の通りとする。

- ① 防犯灯位置図（紙資料）
- ② 防犯灯台帳（紙資料）
- ③ 認路線網データ（Shape 形式）
- ④ 認定路線調書（Excel 形式）
- ⑤ 東北電力契約者情報（電力契約内容がわかる資料）
- ⑥ その他作業上必要と認める資料

(2) 上記資料の突合作業を行い、抽出された不突合情報をリスト化し、甲と協議により対応を決定するものとする。

協議の結果、調査対象となる防犯灯については、防犯灯現地調査用 GIS データ（以下、「調査用データ」という。）として作成して提供する。

なお、調査用データは本事業を通じて一貫して用いるため、調査業務、導入業務における協議及び導入計画書、施工管理、成果品、維持管理に至るまで全て GIS にて確認できる環境を構築し提供すること。

(3) 甲が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、全て甲が管理する情報であり、甲の許可なく複写、複製及び第三者へ提供してはならない。

3. 現地調査及び地図情報の作成

(1) 現地調査

甲より提供された資料を参考に現地調査を行い、涌谷町内に設置されている防犯灯を可能な限り把握するものとする。

現地調査では、前項で整理した既存資料の内容を踏まえて、以下の項目を調査するとともに、現地の設置状況が分かる写真を撮影するものとする。

【調査項目等】

① 灯具種別

照明器具の種別及び消費電力を確認し、調査用データに入力するものとする。

② 設置場所

調査データに対し、直接位置情報データを入力するものとする。調査用データと灯具の有無・種別・位置の確認を行い、結果を調査用データとして取り纏める。調査用データと現地との間に相違がある場合は、調査用データに正しい位置、灯具等の情報入力を行い、データ上で判定ができるようにすること。

③ 設置柱

支柱形状に基づき支柱形式を調査する。

また、調査の過程において、錆びや傾き、腐食などの劣化・損傷情報を確認し、GIS上で劣化損傷度合の判読が確認できるように調査時に属性情報の入力を行うこと。緊急的に対処が必要な防犯灯施設を確認した場合は、速やかに対処方法について甲と協議するものとする。

④ 電力供給柱番号

防犯灯に電力を供給している電力供給柱番号（引込柱番号）について、可能な限り確認を行い、調査用データに入力するものとする。

⑤ 写真撮影

防犯灯の現況が確認できるように写真を撮影するものとする。撮影は設置状況と全体像が把握できるように遠景撮影のほか、灯具種別が確認できるように近景撮影も行うものとする。また、防犯灯情報と紐付管理（ファイリング）を行うこと。

⑥ その他の調査項目等については、調査実施前に甲と協議の上、最終決定するものとする。

(2) 東北電力契約者情報との照合

提供を受けた東北電力の契約情報と電力供給柱番号をキーにデータ照合を行い、お客様番号、契約種別、契約者名義等の情報をデータベースに付加するものとする。なお、引込柱などの電柱番号が重複するものや、東北電力から提供を受けた資料の電柱番号と現地調査結果の電柱番号が一致しない場合は不突合リストとして通りまとめを行うものとする。不突合防犯灯については、甲及び東北電力に報告し、対応を協議することとする。

(3) 地図情報及び管理台帳の作成

既存資料及び現地調査によって整理した防犯灯について、現地の位置情報と整合させた地図情報及び管理台帳を作成する。

- ① 管理台帳は、防犯灯情報（防犯灯番号、東北電力の契約内容、現場写真（遠景、近景）、位置図等）を表示し、A4 サイズで印刷ができること。
- ② 作成する GIS データは、汎用的なデータ形式（Shape 形式等）として作成するものとする。また、台帳情報のデータ形式については Excel 形式を基本とするが甲との協議の上、最終決定するものとする。
- ③ 地図情報及び管理台帳は、項目（機器の種類、供給柱番号等）ごとに抽出や集計が可能で、新たに設置する防犯灯データの追加や既設照明灯の修正、削除等が、甲で利用している既存 GIS と容易に連携できること。

4. LED 防犯灯導入計画の策定

本業務での調査結果に基づき、既存防犯灯の設置されている地域や土地利用状況、周辺施設の状況、路線区分等を踏まえ、既存照度に応じた LED 導入計画書を作成する。なお、導入計画書策定において作成した検討データは GIS にて視覚化し、必要に応じてレイヤ情報として組み入れることとする。

5. 成果品の提出

- (1) 調査業務において作成した防犯灯の地図情報及び管理台帳については、紙媒体及び電子媒体で提出すること。
- (2) 調査対象となる全ての防犯灯について、調査結果報告書を作成し納品すること。報告書には、現地調査で撮影した既設防犯灯の写真を添付すること。
- (3) 導入計画書、保守点検及び維持管理仕様書を紙媒体及び電子媒体で提出すること。
- (4) その他、甲の求めに応じ必要な資料を提出すること。

第四章 防犯灯 LED 導入業務

第16条 業務内容

防犯灯 LED 導入業務は、以下の仕様に準拠して実施すること。

また、労働基準法、労働安全衛生法、その他労働に関する法律および規則などに準じ、照明器具の取り替え工事に伴う作業員の高所作業にあたっては、特に十分な安全確保の対策を講じること。

1. 施工内容

- (1) 契約後、施工計画書を作成し、甲と事前に調整を図ること。
- (2) 東北電力柱、NTT 柱、鋼管製ポール、木柱などに設置された既存の照明器具を撤去の上、原則として同じ場所に LED 照明器具を設置するものとする。(設置に必要な電柱共架用金具・バンド・配管配線等を含む)。ただし、甲が指定する場合はこの限りでない。なお、デザイン灯及び専用ポールを持つ照明については、LED 電球と電源装置に交換することとする。
- (3) LED 照明の設置工事時間、交通規則等の安全対策については、関係機関との協議により決定すること。また、法律及び規則に従い道路使用許可などの申請手続きを行うこと。
- (4) 維持管理対象となる全ての防犯灯に管理番号（プレート）を設置すること。管理番号については、耐候性のある材質の金属プレートに表示するものこととする。
- (5) 乙は、既設照明器具の廃材について、マニフェストに従い適正に廃材処理をし、甲へ報告するものとする。
- (6) 乙は、東北電力株式会社及び東日本電信電話株式会社に対する申請書類などの作成並びに申請に係る諸手続きを実施すること。これらの経費も、入札金額に含むこととする。なお、東北電力株式会社との契約は、交換した LED 照明器具の規格に適合する電気料金区分に変更すること。
- (7) 工事完了後、電気工事業者は住所・形式・電気使用量等を記載した完了書類を紙ベースで甲に 1 部提出し、地図情報及び甲防犯灯台帳のデータ更新を行うこと。また、施行前・施工完了後に全景と斜めからの写真を撮影し、設置完了後紙ベースで 1 部、データ形式で 1 部甲に提出すること。なお、撮影に当たっては、周りの風景も入るようにすること。
- (8) 乙は、工事業者に対し実際の工事に入る前に事前調整を行わせること。
- (9) 工事に係る瑕疵については、契約に基づき、乙の責任とする。
- (10) 乙は、業務実施期間中の工事に起因する第三者損害が発生した場合、甲に報告の上賠償を行うものとする。

(1 1) 工事完了後は、速やかに完了報告書、設計内容に関する属性情報及び位置図を甲に提出すること。

2. 施工期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月末まで。

第五章 導入する LED 照明

第17条 防犯灯性能等

本事業に使用する LED 防犯灯は、原則、白色系 LED を光源とした器具とする。白色系 LED を光源とした器具とは、LED 専用に設計された器具であり、従来の蛍光灯等の器具に直管型 LED を取り付けたものは適用外とする。

1. 適用規格

本仕様書において特に規定がないものは、次の規格を適用すること。

(1) 要求事項

器具は、設計寿命 6 万時間相当以上の耐用年数を有し、屋外環境での使用に耐え得る構造とすること。

- ① 優良防犯機器認定制度（RBSS）の認定品であることとし、認定を取得していない製品は適用外とする。
- ② 透過性カバーは、アクリル樹脂と同等以上の耐候性を持つこと。
- ③ 器具には電子式自動点滅器が内蔵されていること。
- ④ 器具は東北電力柱及び NTT 柱、鋼管製ポール、木柱などに取りつけることができること。
- ⑤ 器具は防塵防水性能 IP44 以上を満たすこと。

(2) その他

- ① 器具は、ISO9001 及び ISO14001 を取得している工場で製造されたものとする。
- ② 器具の製造業者は、日本国内の企業であり、LED 屋外照明器具の製造販売実績を 10 年以上であること。また、宮城県内の地方公共団体が発注した同種業務の LED 防犯灯の導入実績が 5 件以上あること。
- ③ 器具は、電気用品安全法に基づく基準に適合していること。
- ④ 器具メーカーは、LED 機器の性能を検査できる施設を所有していること。
- ⑤ 構造、性能については、計算書や試験成績書等の書類にて確認が行えるようにすること。

第六章 賃貸借及び維持管理

第18条 賃貸借内容

賃貸借契約は導入後から10年間の契約とする。賃貸借対象物件は本事業全体とし、併せて動産総合保険の付保を義務付けることとする。

第19条 保証期間・動産総合保険の適用期間について

本事業で契約する賃貸借物件に付保する動産総合保険の適用期間及びメーカー保証期間はすべて賃貸借契約期間と同じ導入後から10年間とする。

第20条 導入時の維持管理

導入工事中及び設置後から賃貸借契約開始時まで発生した機器の故障、不具合による不点灯については、乙において製品及び工事に関する保証を行うこと。

第21条 管理用プレートの取り付け

今回の調査対象範囲で市内に設置してある防犯灯については、管理番号を割り振ることとする。また、管理番号について耐候性のある材質の金属プレートにて表示を行うものとし、表示方法については任意とする。

第22条 賃貸借契約期間内の修繕・維持管理

賃貸借契約期間内の維持管理修繕については以下の通りとする。

- (1) LED 照明の賃貸借契約期間中、機器が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 点検・補修等について、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。
- (3) 機器の不具合を発見、又は通報を受けたときは、原則として3営業日以内に状況を確認すること。確認の結果、照明器具交換や補修等の工事が必要になった場合は、速やかに実施すること。
- (4) 機器の不具合が、故意又は過失による損害、暴動による損害、原子力による損害、地震・噴火・津波による被害など、不可抗力によるもの以外の場合は、乙の責任において補修を行うものとする。詳細については、リース会社が加入している動産総合保険等の適用範囲に基づき、甲と協議の上、対応する。
- (5) その他
 - ① 賃貸借契約期間中の問い合わせ窓口（専用窓口もしくはコールセンター等）を設置すること。
 - ② 点検・補修にあたっては、市内事業者を優先的に活用すること。

第23条 賃貸借契約終了後の対応

乙は賃貸借契約終了後、賃貸借料の完済をもって、LED 照明器具の所有権を甲へ無償で譲渡するものとする。

また、契約終了後の賃貸借物件の撤去、処分は本契約に含まないものとする。